

許可番号 00476029589

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 氏 所 宮城県栗原市築館字上高森49番地5
 名 株式会社築館クリーンセンター
 代表取締役 柏木 裕

法人にあつては、名称及び代表者の氏名



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村井嘉浩



許可の年月日 令和3年8月31日
 許可の有効年月日 令和10年8月30日

1 事業の範囲
 事業の区分 中間処分-焼却
 特別管理産業廃棄物の種類
 (I) 中間処分(焼却)
 別表のとおり。
 (以下余白)

2 事業の用に供するすべての施設
 施設の種類の 中間処分-焼却施設
 設置場所 宮城県栗原市築館字上高森49番地4、
 0の一部、50番地1の一部

許可年月日 平成26年11月26日
 設置年月日 平成28年4月22日
 許可番号 10-82-0

処理能力
 廃油(産廃である揮発油類、灯油類及び軽油類) 87.07トン/日(3.63トン/時間 24時間稼働)
 廃酸(pH2.0以下のもの) 73.09トン/日(3.05トン/時間 24時間稼働)
 廃アルカリ(pH12.5以上のもの) 73.09トン/日(3.05トン/時間 24時間稼働)
 感染性産業廃棄物 70.11トン/日(2.93トン/時間 24時間稼働)
 汚泥 77.34トン/日(3.23トン/時間 24時間稼働)
 廃油 87.07トン/日(3.63トン/時間 24時間稼働)
 廃酸 73.09トン/日(3.05トン/時間 24時間稼働)
 廃アルカリ 73.09トン/日(3.05トン/時間 24時間稼働)

これは許可証の写しです。
 当社の朱印の無いものは無効であり、
 当社では一切責任を負いません。

株式会社 築館クリーンセンター 担当
 年 月 日

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成28年8月31日許可
令和3年8月31日更新許可（優良認定付与）
令和6年1月17日変更届（法人名称変更に伴い許可証書換え）

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無

これは許可証の写しです。
当社の朱印の無いものは無効であり、
当社では一切責任を負いません。

株式会社 築館クリーンセンター
年 月 日

担当



別表	中間処分(焼却)	特別管理産業廃棄物	取扱																																																																																																																																																																																								
根拠法令																																																																																																																																																																																											
令2の4第1号	廃油(産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類)		○																																																																																																																																																																																								
令2の4第2号	廃酸(水素イオン濃度指数(pH) 2.0以下のもの)		○																																																																																																																																																																																								
令2の4第3号	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH) 12.5以上のもの)		○																																																																																																																																																																																								
令2の4第4号	感染性産業廃棄物		○																																																																																																																																																																																								
		特定有害産業廃棄物																																																																																																																																																																																									
	イ 廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等		×																																																																																																																																																																																								
	ロ ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物		×																																																																																																																																																																																								
	ハ ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物		×																																																																																																																																																																																								
	ニ 廃水銀等		×																																																																																																																																																																																								
	ホ 指定下水汚泥		×																																																																																																																																																																																								
	ト 廃石綿等		×																																																																																																																																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質名</th> <th>燃え殻</th> <th>汚泥</th> <th>廃油</th> <th>廃酸</th> <th>廃アルカリ</th> <th>鉍さい</th> <th>ばいじん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td></td> <td>×</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>鉛又はその化合物</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>有機リン化合物</td> <td></td> <td>×</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>砒素又はその化合物</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>シアニ化合物</td> <td></td> <td>×</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PCB</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1,3-トリクロロプロパン</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>セレン又はその化合物</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん	水銀又はその化合物		×		×	×	×	×	カドミウム又はその化合物	×	×		×	×	×	×	鉛又はその化合物	×	×		×	×		×	有機リン化合物		×		×	×			六価クロム化合物	×	×		×	×	×	×	砒素又はその化合物	×	×		×	×	×	×	シアニ化合物		×		×	×			PCB		○	○	○	○			1,2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			1,1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○			1,1,3-トリクロロプロパン		○	○	○	○			チウラム		○	○	○	○			シマジン		○	○	○	○			チオベンカルブ		○	○	○	○			ベンゼン		○	○	○	○			セレン又はその化合物	×	×		×	×	×	×	1,4-ジオキサン		○	○	○	○		×	ダイオキシン類	×	×		×	×		×	
有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん																																																																																																																																																																																				
水銀又はその化合物		×		×	×	×	×																																																																																																																																																																																				
カドミウム又はその化合物	×	×		×	×	×	×																																																																																																																																																																																				
鉛又はその化合物	×	×		×	×		×																																																																																																																																																																																				
有機リン化合物		×		×	×																																																																																																																																																																																						
六価クロム化合物	×	×		×	×	×	×																																																																																																																																																																																				
砒素又はその化合物	×	×		×	×	×	×																																																																																																																																																																																				
シアニ化合物		×		×	×																																																																																																																																																																																						
PCB		○	○	○	○																																																																																																																																																																																						
1,2-ジクロロエチレン		○	○	○	○																																																																																																																																																																																						
1,1-ジクロロエチレン		○	○	○	○																																																																																																																																																																																						
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	○	○																																																																																																																																																																																						
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○																																																																																																																																																																																						
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○																																																																																																																																																																																						
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○																																																																																																																																																																																						
1,1,3-トリクロロプロパン		○	○	○	○																																																																																																																																																																																						
チウラム		○	○	○	○																																																																																																																																																																																						
シマジン		○	○	○	○																																																																																																																																																																																						
チオベンカルブ		○	○	○	○																																																																																																																																																																																						
ベンゼン		○	○	○	○																																																																																																																																																																																						
セレン又はその化合物	×	×		×	×	×	×																																																																																																																																																																																				
1,4-ジオキサン		○	○	○	○		×																																																																																																																																																																																				
ダイオキシン類	×	×		×	×		×																																																																																																																																																																																				
令2の4第5号	有害物質名																																																																																																																																																																																										
	ハ・チ・ソ																																																																																																																																																																																										
令2の4第6号	ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの)		×																																																																																																																																																																																								
令2の4第7号	ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)		×																																																																																																																																																																																								
令2の4第8号	汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)		×																																																																																																																																																																																								
令2の4第9号	ばいじん(輸入廃棄物)		×																																																																																																																																																																																								
令2の4第10号	燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)		×																																																																																																																																																																																								
令2の4第11号	汚泥(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)		×																																																																																																																																																																																								



※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
 ※○：取り扱うもの ×：取り扱わないもの

これは許可証の写しです。
 当社の朱印の無いものは無効であり、
 当社では一切責任を負いません。

株式会社 築館クリーンセンター
 年 月 日
 (3/3) 担当